令和6年5月1日

一般社団法人 三条労働基準協会長

# 「保護具着用管理責任者教育」の開催について

改正労働安全衛生規則第12条の6により、令和6年4月1日から、化学物質のリスクアセスメントを行い、その結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させる場合には、「保護具着用管理責任者」を選任し、その職務に当たらせることが義務づけられました。

この保護具着用管理責任者は、「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者(第一種衛生管理者、衛生工学衛生管理者、各作業主任者等)」または「保護具着用管理責任者教育を受講した者」から選任することとされています。また、「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」に該当する場合でも「保護具着用管理責任者教育」を受講することが望ましいとされています。つきましては、標記講習を下記の通り開催しますので、ご案内申し上げます。

記

## 1. 期日·会場

_	<u> </u>						
	期	目	時	間	会場	受付期間	定員
	6月21日	(金)		~ : 00	燕三条地場産業振興センター (三条市須頃1丁目17番地) ☎0256-32-2311	4月1日から	60名

<sup>\*</sup> 定員になり次第締め切らせていただきます。

※前日の6月20日(木)に一般社団法人新潟県労働基準協会連合会主催による 化学物質管理者講習(取扱い事業場向け)も開催されますので、ぜひご参加ください。

### 2. 講習内容

(1) 保護具の着用管理・・・・・0.5 時間(2) 保護具に関する知識・・・・・3.0 時間(3) 労働災害の防止に関する知識・・・・・1.0 時間(4) 関係法令・・・・・1.0 時間(6) 保護具の使用方法等【実技】・・・・・・1.0 時間

#### 3. 受講料

会員 13,200円 (非会員 15,400円) (テキスト代含む)

#### 4. 申込み方法

(1) 申込書に記入の上、FAX又は郵送等で申込み下さい。

尚、受講料は、開催日の1週間前までに 銀行振込又は協会へ現金持参にて お願い致します。

☆申込先: 〒955-0055 三条市塚野目2-5-10

(一社) 三条労働基準協会

(T E L 0256 - 32 - 5130, FAX 0256 - 33 - 5110)

☆振込先:第四北越銀行三条支店 普通預金No.0484564

口座名(一社)三条労働基準協会

振込手数料は受講者負担にてお願いします。

- (2) 定員に達した場合は、締め切り日前でも受理をお断り致しますので予め ご了承下さい。
- 5. その他
  - (1) 受講申込および受講料入金を確認次第、受講票をFAXにて送付します。
  - (2) 尚、申込後のキャンセルにつきましては、講習会初日の1週間前から前日まで は事務手数料として1.100円、当日の場合は全額を徴収させて頂きます。
  - (3) 全課程を修了した方には教育修了証を交付致します。
  - (4) 携行品は、筆記用具・昼食(外食可)を持参してください。

لح き n

## 保護具着用管理責任者教育申込書

開催日: 令和 6年 6月 21日

**い**人口 北切人口 (へ口さ コルイナン)

		励云貝 · 升 励云貝(○F	42 70 C L G 6 7				
事業所名		TEL	FAX				
所在地							
受 講 者 氏 名	生年月日	受 講 者 氏 名	生年月日				
	S·H 年 月 日		S·H 年 月 日				
	S·H 年 月 日		S·H 年 月 日				
請求書発行を希望される方は、左欄に〇印・下記にメールアドレスを記入して下さい (原則としてメールにて請求書を送らせていただきます。) 尚、振込の場合も当日に領収書をお渡しいたします。(当協会は免税事業者です。) ※メールアドレス:							

上記の通り 名分の受講料

円にて申し込みます。

令和 年 月 日

申込み担当者

三条労働基準協会宛